三木市　競争入札参加資格審査申請要領

（令和９・１０年度　物品納入・役務提供等　新規登録）

三木市が、令和 ９・１０ 年度に発注する物品の買入れ、製造の請負及び役務の提供（以下『物品・役務等』という。）に係る入札参加資格審査の申請要領は次のとおりです。

１　申請方法

申請用 WEB サイトから申請（電子申請）してください。

※三木市ホームページからアクセスしてください。

※紙での提出は必要ありません。

三木市ホームページ上にある『申請要領及び様式 』をダウンロードし必要事項を入力のうえ、提出に必要な添付書類とともにすべて電子ファイル化（申請書は Excel のまま、その他書類は PDF 化）し、申請期間内に WEB サイトから申請してください。

２　受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで

※申請の受付期間を過ぎると、受付ができませんのでご注意ください。

３　資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（令和９・１０年度の２年間）

４　申請できない者（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、申請書を提出できません。（申請されても受理できません。）

(1) 令和８年１２月１日（以下「**審査基準日**」という。）において、営業年数が２年未満の者。

(2) 審査基準日の直前２年間に、その事業に係る販売等の実績がない者。
ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(3) 法令により許可、認可、登録又は届出等（以下「許認可等」という。）が必要な事業（業務）について、当該許認可等を受けていない者。

(4) 次の各税を滞納している者。

① 法人の場合　法人税並びに消費税及び地方消費税
（市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税）

② 個人の場合　申告所得税並びに消費税及び地方消費税
（市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税）

(5) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(6) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者並びに三木市暴力団排除

条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する者。

５　提出書類

下記の書類を提出してください。

ア　入札参加資格申請書

イ　【法人】登記簿謄本（履歴事項全部証明書）≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

※ 現在事項全部証明書は不可。

【個人】誓約書（様式①）

ウ　印鑑証明書（法人のみ）　≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

【法人】法務局の証明書

※個人の方は、印鑑証明書の提出は不要です。

エ　使用印鑑届（様式②）

※印鑑登録印（実印）以外に使用印鑑がある場合のみ提出すること。

オ　財務諸表

【法人】直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(又はこれに準ずるもの)

【個人】令和７年分所得の確定申告書１表の写し及び収支内訳書（全 2 頁）又は青色申告決算書（全 4 頁）の写し（個人番号（マイナンバー）については、隠した上でコピーしてください。）

カ　納税証明書　≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

【法人】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書　様式その３の３）

【個人】申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書　様式その３の２）

※ 市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書（※「滞納なし証明」）を提出すること。）（１通３００円要）

キ　委任状（様式③）（任意様式可）

ク　許認可等証明書（許認可等を受けている事業等がある場合のみ）

ケ　代理店・特約店証明書（ある場合のみ）

コ　会社概要（パンフレット等ある場合のみ）

６　その他

・ 大型機械器具の納入に当たり、多額の据付工事費が伴う場合は、「建設工事」で別に申請してください。

・ 役務の提供ではあるが、測量業務、建設工事に係る設計・コンサルタント、地質調査、不動産鑑定又は耐震診断等の業務の請負を希望する場合は、「測量・建設コンサルタント等」で別に申請してください。

・新規に取得した許可・登録等については、年度途中においての業種の追加登録は行わないので、次回の入札参加資格審査申請受付時に申請してください。

７　問合せ先

〒６７３－０４９２

兵庫県三木市上の丸町１０番３０号

三木市 総務部 財政課 契約係

☎ ０７９４－８２－２０００（内線２４６５・２４５３）